

金融庁説明資料

成年後見制度利用促進専門家会議

第2回 地域における権利擁護の支援体制に係るワーキング・グループ

令和8年8月28日

金融庁

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・ 意思決定支援に関する**情報提供・各種研修の更なる充実**
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの**形成支援・自立支援機能の更なる強化**
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

認知判断能力が低下した方への金融サービス提供の考え方

- 全国銀行協会は、2020年8月5日に公表された金融審議会 市場ワーキング・グループの報告書（顧客本位の業務運営の進展に向けて）等を踏まえ、認知判断能力等の低下した顧客への対応等について、傘下各行の参考となるよう、以下の考え方を取りまとめ、公表（2021年2月18日）。

金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方

I．金融取引の代理等に関する考え方

- (1) 通常取引
- (2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引
- (3) 法定代理人との取引
- (4) 任意代理人との取引
- (5) 無権代理人との取引

II．銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方

- (1) 地域における社会福祉関係機関
- (2) 社会福祉関係機関等との連携
- (3) 個人情報保護法上の留意点

金融庁における取組状況

金融庁は、中間検証の結果等を踏まえ、以下の取組みを実施。

金融機関への周知

- 各金融関係団体を通じて、金融機関に対し、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい旨を周知(2025年4～6月)。

周知先: 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、信託協会

金融機関の取組状況の把握

- 金融機関等に対するヒアリング等を通じて、金融機関の取組状況を把握。
 - 代理取引に関する取組として、高齢者等終身サポート事業者が代理人となることを認めている事例が見られる。
 - 窓口等において、顧客の認知判断能力の低下があると思われるような兆候・行動がみられた場合、状況を踏まえて、可能な限り親族に連絡を取っている事例が見られる。
 - 社会福祉関係機関等との連携については、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」に加盟して積極的な取組みをしている金融機関もある。

金融庁における取組状況（課題及び今後の対応）

○ 高齢者等をサポートする事業の質の向上に係る情報提供

- ✓ 金融機関からは、高齢者等終身サポート事業者を代理人として活用する観点からは、優良な事業者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声も聞かれる。
- ⇒ 高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中。金融庁としては、金融機関に対して必要な情報提供を行っていく。

○ 社会福祉関係機関等との連携促進

- ✓ 認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約2割。
- ⇒ 金融庁においては、消費者庁と連名で、金融機関に対し、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討いただくよう事務連絡を発出。
- ✓ 顧客の認知能力等はセンシティブな情報であることから、社会福祉関係機関等への情報提供に難しさを感じている金融機関が多いことを確認。
- ⇒ 金融庁において、社会福祉関係機関等との連携について柔軟な対応ができるよう、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの見直しを検討。

○ 成年後見制度の見直しに伴う取組

- ⇒ 全国銀行協会は、新たな補助制度を踏まえた預貯金商品やそのコンセプト等の基本設計を検討中。
- ⇒ 金融庁としても、利用者保護の確保・利用者利便の向上の観点から、金融業界における検討・取組状況等を注視・フォローアップしていく。